特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	後期高齢者医療保険料賦課徴収事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南砺市は、後期高齢者医療保険料賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南砺市長

公表日

令和7年9月30日

I 関連情報

I 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	後期高齢者医療保険料賦課徴収事務			
②事務の概要	後期高齢者医療保険料賦課徴収事務のうち、高齢者の医療の確保に関する法律、住民基本台帳法、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収並びに地方税に関する調査に関する事務で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務(業務)で取り扱う。 【後期高齢者医療保険料賦課徴収事務の概要】後期高齢者医療保険料賦課及び徴収を行う。 【事務の内容】 ①月初めに広域連合へ所得情報を提供する。 ②広域連合が転入者の前住所地への所得照会又は未申告者への簡易申告を送付したものについて、回答があった場合に所得入力を行う。 ③7月1日に当初賦課を行い、通知(=郵送)する。以後、保険料額に変更があれば被保険者に向け、変更通知書を郵送する。 ④過年度の所得の変更等による過年度変更処理を行う。 ⑤奇数月に年金特別徴収者の収納処理及び過誤納処理を行う。 ⑤7月以降に口座振替並びに依頼口座・自主分の収納処理及び過誤納処理を行う。 ⑦未納者への電話催告及び督促状の郵送並びに納付相談を行う。 ⑧国保連との特別徴収者情報の提供及びデータの受入れ(毎月)			
③システムの名称	・後期高齢者医療システム ・富山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・宛名管理システム ・団体内統合宛名(連携)システム ・中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル	名			
後期高齢者医療料賦課徴収物	寺定個人情報ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という)第2条の表 【情報提供の根拠】なし 【情報照会の根拠】 命令第2条の表 115、116の項			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	南砺市役所総務課総務係 情報公開·個人情報保護担当				
8. 特定個人情報ファイル(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL:0763-23-26	003 FAX:0	763-52-6340		
9. 規則第9条第2項の適	用	[]適用した		
· 帝田 した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、3) 基礎項目評価書及でのでは、リス	び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス ⁻	アムを通じた。	人手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠						
9. 監査						
実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部	·····································			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって<選択肢>1) 目的外の入手が行わった。2) 目的を超えた紐付け、3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な	れるリスクへの 事務に必要の: で不正に使用され	対策 ない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 れるリスクへの対策			
	5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・人事異動の際に、不正なログ以上の対策を講じていることだる」と考えられる。		よう権限を徹底している。 い者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分でa			

変更箇所

<u>変更箇</u>	門				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	鳥越 知証	税務課長 梅原 学	事後	
平成28年10月17日	表紙 評価書名	後期高齡者保険料賦課収納事務 基礎項目評価書	後期高齢者医療保険料賦課収納事務 基礎項 目評価書	事後	
平成28年10月17日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	南砺市は、後期高齢者保険料賦課収納事務に おける特定個人情報ファイルの取扱いにあた り、(以下省略)	南砺市は、後期高齢者医療保険料賦課収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、(以下省略)	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称	後期高齢者保険料賦課収納事務	後期高齡者医療保険料賦課収納事務	事後	
平成28年10月17日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16、59の項)	・番号法第9条第1項 別表第一(16及び59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条及び第 46条	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	税務課長 梅原 学	税務課長 沖田 澄夫	事後	
平成29年6月30日	表紙 評価書名	後期高齢者医療保険料賦課収納事務 基礎項 目評価書	後期高齢者医療保険料賦課徴収事務 基礎項 目評価書	事後	
平成29年6月30日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	南砺市は、後期高齢者医療保険料賦課収納事 務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ たり、(以下省略)	南砺市は、後期高齢者医療保険料賦課徴収事 務における特定個人情報ファイルの取扱いに当 たり、(以下省略)	事後	
令和1年6月30日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療特定個人情報ファイル	後期高齢者医療保険料賦課徴収個人情報ファ イル	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和2年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒939-1596 富山県南砺市苗島4880番地 TEL:0763-23-2003 FAX:0763-22-1114	〒939-1692 富山県南砺市荒木1550番地 TEL0763-23-2003 FAX0763-52-6340	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠]なし [別表第二における情報照会の根拠] 82の項 ※82の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠]なし [別表第二における情報照会の根拠] 82の項 ※82の項に係る主務省令は未制定	事前	
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(16及び59の項) ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条及び第 46条		事後	
令和6年9月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 [別表第二における情報提供の根拠]なし [別表第二における情報照会の根拠] 82の項 ※82の項に係る主務省令は未制定	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「命令」という)第2条の表【情報提供の根拠】なし【情報照会の根拠】命令第2条の表 115、116の項	事後	
令和6年9月27日	Ⅱ しきい価判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年9月27日	II しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	II しきい価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月11日	Ⅱ しきい価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加
令和7年8月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による追加